

芸術文化団体等の創立記念等に係る市長表彰等贈呈要綱

(平成14年 5月 1日)

(改正 平成16年 4月 1日)

(改正 平成18年 4月 1日)

(改正 平成22年 4月 1日)

1 目的

この要綱は、芸術文化行政の推進に関係のある団体（以下「団体」という。）の創立記念等にあたり、長年にわたり神戸市民の芸術文化の向上に寄与し、その他模範となるべき顕著な功績のあった団体又は個人に、感謝状を贈呈しその功績を讃えることを目的とする。

2 表彰の範囲

(1) 団体

営利目的、政治目的、宗教目的を主たる目的としない団体で、次の各号のいずれかに該当する団体。

(ア) 活動範囲を神戸市下一円とする団体で、創立後10年以上経過していること。

(イ) その他特に優れた功績があり、適当と認められる団体。

(2) 個人

原則として、表彰日現在の満年齢が概ね50歳以上で現職である者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、前回の表彰期日後から当該表彰期日前までに現職を退いた者については、表彰の対象とすることができる。

(ア) 同一団体の役員として10年以上従事した者で、特にすぐれた功績のあった者。

(イ) 同一団体の職員として20年以上勤務し、特にすぐれた功績のあった者。

(ウ) その他特にすぐれた功績があり、適当と認められる者。

3 表彰等の申請

表彰の申請は、下記の書類を添えて、関係主管課を経由して表彰期日の概ね2カ月前までに市長に提出する。

(1) 団体の長の推薦書。

(2) 団体の場合は、団体調書及び功績調書

(3) 個人の場合は、履歴書及び功績調書

4 選考の方法

上記2に適合するかどうかの審査は、市民参画推進局文化交流部において、3に定める書類により行う。

5 表彰等の方法

(1) 表彰等は、感謝状を贈呈して行う。

(2) 表彰等は、創立後10周年単位で行うことを原則とする。ただし、団体からの申し入れがあり、特に必要と認める場合は、5周年単位で行うことができる。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度秘書課長に協議のうえ、別途決定する。

7 この要綱は平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。